



RENKEI

第10号

2019.9.吉日

発行元

松江市在宅医療・介護連携支援センター TEL: (0852) 61-3741 FAX: (0852) 21-5377

住所: 〒690-0852 島根県松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター1階 社会福祉法人松江市社会福祉協議会

島根県入退院連携ガイドライン 松江市版作成中です！

今年の3月に「島根県入退院連携ガイドライン」が作成されました。このガイドラインを参考に、松江市版の入退院連携ガイドラインの作成が進められています。

「島根県入退院連携ガイドライン」にて、支援の担当者として想定されているのはケアマネジャー、地域包括支援センター、病院及び有床診療所における入退院支援担当者、市町村です。この4者に加え、松江市版ガイドラインでは医師、訪問看護師、施設のケアマネジャーも加わり多職種で入退院の現状や課題を確認・検討し、作成する予定です。

多職種での検討に先駆け、介護支援専門員協会の研修、松江地域病病連携推進会議（地域連携担当者の会）、島根県訪問看護ステーション協会松江支部会にて課題の抽出や対応策が検討されました。

検討された内容の一部をご紹介します。在宅関係者からは「入院や退院の連絡がない場合がある」「入院に際して情報提供しているが、参考になっているだろうか」との意見が上がった一方で、病院関係者からは「関係者がいるのかいないのか、誰なのか把握が難しい」「家族経由で連絡している」「在宅関係者からの情報は非常に助かる」といった意見が聞かれました。これらの状況から、限られた入院期間に退院後のより良い療養生活に引き継ぐために、入退院の状況を確実に在宅関係者に連絡する重要性が改めて確認できました。松江市版ガイドラインでは、このような現場の状況や課題を反映することを目指し、今年度中に完成を予定しています。

今後も後期高齢者人口の増加、住まいの変化、診療報酬・介護報酬の改定等の理由により地域で療養される方、支援を必要とされる方は増加します。ガイドラインが活用され療養の場が在宅、病院、施設と変化しても安心して暮らせることが期待されます。



ケアマネジャー対象の研修会
「入退院連携」の様子



入退院に関する課題や解決方法について、活発な意見が交わされました。

※島根県のホームページよりご覧いただけます。

松江市の多職種連携会議の紹介

しんじワーキング倶楽部

湖南地域包括支援センターサテライト 三原佳代子

しんじワーキング倶楽部は、平成25年に宍道町内の医療・福祉の連携をはかること、顔の見える関係をつくることを目的に発足しました。

宍道町内の医療機関、介護保険事業所、行政、社協、地域包括支援センターで構成し、互いの職種を理解し、情報交換をすることから始めました。

発足して6年、研修会や懇親会など年度内に4回程度開催しています。また、昨年度から地域貢献を目的とした「しんじワーキング倶楽部出前講師」事業を開始しました。

これは、あらかじめボランティアバンクに登録いただいた事業所の専門職員を、地域の集会（サロン、なごやか寄り合い等）に派遣する事業です。ボランティアバンクに登録

されている事業所は医療機関・介護保険事業所含め15か所あり、昨年度は8件の講師派遣がありました。

今後も専門知識を高めあい、スムーズに支援できる体制を構築していきたいと思っています。



研修会の様子

介護支援専門員・かかりつけ薬剤師 連携アセスメントシートと連絡先シール作成の経緯と趣旨

島根県薬剤師会 常務理事 小椋 邦夫

今年度は「介護支援専門員・かかりつけ薬剤師連携アセスメントシート」と「連絡先シール」を作成致しました。

前年度作成した「薬局連携手帳」のアンケート結果から、患者の服薬に関する情報を、患者本人が持ち歩くことに問題があることや、記載事項が多いことで利用が進まないという点を踏まえました。

薬局・薬剤師は、居宅療養管理指導料を算定している場合以外においても、ケアマネジャーやその他の関係者と連携し居宅における患者の服薬に関する情報を得ることはとても有用です。しかし、介護関係者の方からの情報提供は多いとは言えない状況にあります。薬局・薬剤師への情報提供ツールがあれば、情報提供がしやすくなると考え、作成に至った次第です。服薬に関して問題のある利用者様で、薬剤師の介入をご希望される場合は、「介護支援専門員・かかりつけ薬剤師連携アセスメントシート」をご利用いただき、薬局・薬剤師への情報提供をお願い致します。

また、今回、薬剤師が介護支援専門員や訪問看護師、地域包括支援センターの方と一緒に、服薬管理に問題がある患者宅を訪問する同行訪問を行いたいと思っています。これは、岩手県薬剤師会で行われ、薬剤師が同行訪問することで患者の服薬管理が改善するなどの効果がありました。島根県薬剤師会で同行訪問を行える体制がある薬局を紹介したいと思います。

今回作成した、アセスメントシートと連絡先シールをケアマネジャーの皆さまに利用して頂ければと思います。申込用紙、ダウンロード、地域包括支援センターへの配置等、利用いただけるよう準備を進めております。また、前年作成した薬局連携手帳と手帳カバーはまだ在庫があります。

利用を希望される場合、ご不明な点がございましたら下記の連絡先までご連絡下さいませお願い申し上げます。

かかりつけ薬剤師・薬局紹介センター 電話 0852-61-8170

「第6回 糖尿病対応力向上セミナー」を開催して

松江赤十字病院 糖尿病・内分泌内科 垣羽寿昭

皆様には、平素より松江地域糖尿病対策会議の活動にご理解ご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

さて、対策会議内の活動の一環として、平成28年度に「介護領域糖尿病対応力向上委員会」が設置されました。本会は、地域包括ケアの推進を念頭に、介護領域との関係強化を図り、特に介護職に携わっておられるスタッフの糖尿病ケア・対応能力の向上などを目的として設置されたものです。

これまで委員会のメンバー構成は、対策会議より8名（開業医2名、病院医師3名、薬剤師1名、ケアマネ2名）の他、外部委員として市健康政策課地域包括ケア推進係1名の計9名となっていました。活動をさらに広げていく上でも、訪問看護師にも加わってもらってはどうかとの提案があり、地域包括ケア推進係に取り計らい頂き、今年度から県訪問看護ステーション協会松江支部長の高橋様に参加頂くことになりました。

委員会の具体的な活動として、定例会の他、年1回の講演会（名称「糖尿病地域包括ケア研究会」）と、ケアマネジャーを対象として知識やスキルの向上を目的に年2回の勉強会（名称「糖尿病対応力向上セミナー」）を行って参りました。

これまでの糖尿病対応力向上セミナーでは、30～50名前後のケアマネジャーの参加が得られており、第1～3回は講義形式で、糖尿病概論の他、食事療法、薬物療法等についての知識を深めていただき、第4回はグループワーク形式で事例検討を行いました。特にグループワークでは、医師会や薬剤師会の有志の先生方にもご協力頂き、新鮮かつ有意義なディスカッションができました。第5回は注射療法に関する講義と実習を行いました。そして、この度、第6回セミナーを7月25日に開催しました。まずは「糖尿病対応力向上セミナーでの研修の位置づけと取り組み」と題して、これまでのセミナーの振り返りや今後の課題について松江地域介護支援専門員協会の井上様・佐竹様に発表して頂きました。次に「訪問看護がおこなう糖尿病支援～介護の現場に看護を活かす」と題して、訪問看護ステーション協会松江支部長の高橋様に講演して頂きました。高橋様の熱意に圧倒されるとともに、当方も認知症を合併した糖尿病患者さん等で、服薬管理や注射手技確認を目的として訪問看護をお願いすることはありますが、それ以上に、訪問看護師のアセスメント力やコミュニケーション力を活用できるのではないかと感じられた講演でした。

こうした研究会やセミナーを通じ、知識や技術の習得はもちろんですが、医療・介護のさらなる連携に向け、本会が顔の見える関係づくりに微力ながらも寄与できればと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。



第4回糖尿病対応力向上セミナーの様子



Information ~活用しよう！いろいろな情報~



☆松江圏域(松江市・安来市)訪問看護ステーション一覧ができました

松江圏域35か所の訪問看護ステーションの一覧が発行されました。「24時間対応」「アピールポイント」「関連法人の事業」「対応可能な看護・ケア」「リハビリテーション職員の配置」等の情報が掲載されています。

これまで訪問看護に関するお問い合わせには「介護サービス公表システム」等を参考に情報提供しておりました。近年、複数の訪問看護ステーションが新規開業され、訪問看護ステーションの管理者や松江圏域の難病患者の支援に関わる介護支援専門員連絡会から、一覧を希望する声が上がりました。そこで鳥根県訪問看護ステーション協会松江支部会・安来支部会、安来市在宅医療支援センターの協力の元、松江市在宅医療・介護連携支援センターにて情報を集約し一覧を作成いたしました。ご活用下さい。

[松江市在宅医療・介護連携支援センターホームページ](#) > [地域の医療・介護の資料集](#)
> [松江圏域\(松江市・安来市\)訪問看護ステーション一覧](#)

☆松江市在宅医療と介護市民講座

7/4雑賀・7/12鹿島・8月9月八雲にて市民講座を開催しました。また、7/11に民生児童委員協議会第7ブロック(古志原・津田)では、松江市医師会会長泉先生より在宅医療に関する講義と、市民講座で上演している寸劇「家で暮らそう」(協力・脚本提供 NPO 法人エナガの会)を古志原地区の民生児童委員の皆さんが自主上演されました。地域住民の皆さんも、医療や介護への関心が高まっています。

今後も近隣の関係者の皆様にご協力頂き、10/5東出雲にて開催予定です。お近くで開催する際はご協力をお願いいたします。



☆「サービス付き高齢者向け住宅 運営事業者行動規範」策定

一般社団法人高齢者住宅協会より、サービス付き高齢者向け住宅(以下サ高住)^{*}において、「倫理綱領」の実現に向けて、「外付けサービス」を入居者が利用し、従業員が実践すべき「行動規範」が策定されました。

^{*}サ高住: 必須サービス「生活支援サービス」として安否確認・生活相談サービス提供がある。それ以外のサービスは外部から介護・医療等の提供(以下「外付けサービス」という)を活用し生活を送る施設。

1. 倫理綱領

- (1) 良質な住まい提供
- (2) 入居者の借家権、自己決定の権利を守る
- (3) 情報公開の徹底
- (4) 関係法令の遵守

2. 行動規範

「行動規範」は、「倫理綱領」の実現に向け、入居者の尊厳保持、自己決定の権利を守り「外付けサービス」のあり方を理解し、よりよい生活の実現を目指す。

- (1) 入居者の尊厳と、事業者の選択・変更できる権利を守る
- (2) 「生活支援サービス」と「外付けサービス」は区別する
- (3) 入居に際し、利用者が入居前から受けていた介護・医療サービスを継続利用できる権利を守る